

# 循環風呂を設置の皆様へ

循環風呂はレジオネラ症の感染源になりやすく、またその利用形態から多数の人が感染する危険性が高いため、条例により以下の措置を行うことが定められています。

循環風呂利用施設の所有者および管理者の方は、レジオネラ症の発生を未然に防ぐため、条例を遵守し、適正な維持管理に努めてください。

## 衛生措置に関すること

- 1 循環ろ過し、かつ、継続して使用している浴槽水（循環ろ過水）については、**1週間に1回以上**定期的に完全に換水し、その都度浴槽を清掃・消毒すること。
- 2 打たせ湯及びシャワーに循環ろ過水を使用してはいけません。
- 3 浴槽水（循環ろ過水）の誤飲を防ぐ措置をすること。
- 4 ろ過装置等の維持管理を適切に行い、かつ、その稼働状況を点検し、その記録を3年間保存すること。
- 5 消毒設備・装置の維持管理を適切に行い、その記録を3年間保存すること。
- 6 浴槽水の水質検査は、**1年に1回以上**行い、その記録を3年間保存すること。原水に水道水以外を使用している場合は原水の水質検査も必要です。
- 7 浴槽水の消毒に塩素系薬剤を使用する場合は、浴槽水中の**遊離残留塩素濃度を頻繁に測定**し、当該濃度を**0.4mg/l以上とし**、最大でも**1.0mg/l以下**となるよう努めるとともに、その測定結果を3年間保存すること。
- 8 貯湯槽に貯留する原湯の温度を通常の使用状態において摂氏**60度以上**に保つなどレジオネラ属菌が繁殖しないよう貯湯槽内の湯水を管理すること。
- 9 自主管理を行うため、自主管理手引書及び点検表を作成し、従業員等にその内容を周知徹底するとともに、営業者及び従業員のうちから日常の衛生管理に係る責任者を定めること。

## 水質等に関する基準

**浴槽水の水質**（温泉・薬湯等は、1及び2の基準を緩和することができます。）

|   |               |               |
|---|---------------|---------------|
| 1 | 濁度            | 5度以下          |
| 2 | 過マンガン酸カリウム消費量 | 25mg/l以下      |
|   | 又は            | 又は            |
|   | 全有機炭素の量       | 8.0mg/l以下     |
| 3 | 大腸菌           | 1個/ml以下       |
| 4 | レジオネラ属菌       | 10CFU/100ml未満 |

**原水の水質**（温泉・薬湯等は、1から4までの基準を緩和することができます。）

|   |               |                 |
|---|---------------|-----------------|
| 1 | 色度            | 5度以下            |
| 2 | 濁度            | 2度以下            |
| 3 | pH値           | 5.8～8.6         |
| 4 | 過マンガン酸カリウム消費量 | 10mg/l以下        |
|   | 又は            | 又は              |
|   | 全有機炭素の量       | 3.0mg/l以下       |
| 5 | 大腸菌           | 100ml中に検出されないこと |
| 6 | レジオネラ属菌       | 10CFU/100ml未満   |

## レジオネラ症防止対策

以下のホームページを参考に、レジオネラ症防止対策に努めてください。

**倉敷市保健所生活衛生課 HP（レジオネラ症防止対策のページ）**

<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/business/health-safety/1004933/1004941.html>

**厚生労働省 HP**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124204.html>

〒710-0834

倉敷市笹沖170

電話（086）434-9830

**倉敷市保健所 生活衛生課**